

旭川市近文生活館の移転及び施設使用料の改定について

1 施設の概要

構造	ブロック造 平屋(約270㎡)
共用開始	平成31年4月1日
貸室	集会室(洋室)1室(約100㎡) 定員50名
設備	テーブル10台, イス30脚(新規購入), トイレ(男女別, 各手洗い付), 給湯, 暖房設備, 駐車場(平成31年度工事予定)

2 使用料について

(1) 基本的な考え方

施設使用料は、受益者負担の原則に基づき、受益者となる利用者に一定の負担を求めることにより、公平性を確保するという観点から、施設運営・維持等に要する、コストを基に算定しています。

なお、そのコスト算定の手法の見直しを含め、昨年度「受益と負担の適正化」へ向けた指針が改訂されたことから、平成31年度には、平成17年度以来となる全市的な施設使用料の見直しが予定されています。

(2) 改定方針

本来であれば、貸室面積や管理敷地の増加に応じて、施設運営・維持等に要するコストを使用料に転嫁することになりますが、現在の施設使用料と比べて最大で約3.6倍となり、利用者の急激な負担増加となります。

そのため、平成30年度は現行使用料に貸室面積の増加のみ反映させる手法で改定を行い、平成31年度に予定されている全市的な施設使用料の見直しの際に、施設運営・維持等に要するコストを用いて見直しを行うことで、激変緩和措置を講じることとします。

(3) 施設使用料改定額

平成31年度	現行(円)	改定後(円)	増加額(円)	増加率(倍)
午前	80	120	40	1.50
午後	120	180	60	1.50
夜間	170	260	90	1.52
全日	290	450	160	1.55

平成32年度	31年度(円)	改定後(円)	増加額(円)	増加率(倍)
午前	120	180	60	1.50
午後	180	270	90	1.50
夜間	260	380	120	1.46
全日	450	670	220	1.48

平成32年度からの時間区分、施設使用料については予定であり、来年度の審議会で市民生活館の施設使用料見直しと合わせて説明します。